

滋賀県立北大津高等学校 部活動のあり方に関する方針

(1) 部活のあり方についての基本的な方針

- ① 「北大津高校部活動のあり方に関する方針」は、国の「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」(平成30年3月)に則って策定された県の「部活動のあり方に関する方針」に基づくものである。
- ② 北大津高等学校の部活動は、本校の教育目標である「心豊かでたくましい次世代の担い手の育成」のために行うものである。そのため、部活動を通して心身を鍛錬するとともに、好ましい人間関係の中で、自己肯定感や責任感、連帯感を涵養することを目的とする。

(2) 活動時間・休養日

- ・活動時間については、成長期にある生徒が、運動、食事、休養および睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、以下を基準とする。

活動時間	・平日は概ね3時間以内、週休日および学校の休業日は概ね4時間以内とする。
休養日	・週1日以上。それに加え、週休日については4週当たり2日以上を休養日とする ・大会等の日程の関係で、予定をしていた週休日等の休養日に活動をする場合は、その前後2週間の内に休養日を設定する。
その他	・朝練習は原則行わない。

(3) 効果的な練習メニュー

- ・健康管理、事故防止および体罰・ハラスメントの根絶を徹底する。
- ・過度の活動が必ずしも体力・技能の向上につながらないこと等を正しく理解し、休養を適切に取り生涯を通じてスポーツに親しむ基礎を培う。
- ・目標や課題を意識し、活動時間等を考慮しながら効率的・効果的な活動計画を作成する。

(4) 保護者および地域との連携

- ・保護者への活動計画や行事等の連絡および活動内容の報告等を適宜行う。
- ・地域の行事等へ参加するなど地域との連携を図る。

(5) 安全対策

- ・活動前の健康状態の把握をはじめ、施設・設備の点検、救急処置の明確化、緊急時連絡体制の確立など安心して安全な活動環境を整備する。
- ・熱中症や落雷等、気候や天候の状況には細心の注意を払い、決して無理な活動をさせない。

(6) 付 則

「北大津高等学校部活動のあり方に関する方針」は平成31年2月20日より施行する。